

# ○弘前大学大学院地域社会研究科教授会規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定規程第 134 号)

改正

平成 19 年 2 月 19 日

平成 27 年 3 月 20 日規程第 38 号 平成 27 年 9 月 14 日規程第 200 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、弘前大学教授会通則（平成 27 年規則第 2 号。以下「通則」という。）第 8 条の規定に基づき、弘前大学大学院地域社会研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 研究科教授会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 弘前大学大学院地域社会研究科長（以下「研究科長」という。）

(2) 弘前大学大学院地域社会研究科（以下「研究科」という。）担当の教授及び准教授

(審議事項)

第 3 条 研究科教授会は、教育研究に関する次に掲げる事項を審議する。

(1) 通則第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する事項

(2) 通則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する、学長が定める事項

(3) 通則第 2 条第 3 項に規定する、学長等の求めに応じ意見を述べる事項

(4) 研究科担当教員に関する事項

(5) 退学、休学その他学生の身分に関する事項（第 1 号のものを除く。）

(6) 試験に関する事項

(7) 学位論文の審査に関する事項

(8) その他教育研究に関する重要事項

(研究科教授会の招集及び議長)

第 4 条 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名した構成員が議長の職務を代理する。

(研究科教授会の成立及び議決)

第 5 条 研究科教授会は、構成員（出張中、研修中、休職中、病気休暇中、その他教授会がやむを得ない理由があると認めた者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2 研究科教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、弘前大学学位規則第 14 条に規定する議決並びに第 3 条第 1 号及びこの規程の改廃については、出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

(構成員以外の出席)

第6条 研究科教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究科教授会の庶務は、学務部教務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は研究科教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年2月19日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規程第38号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月14日規程第200号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。